

平成 27 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要望にあたって

町村行政につきましては、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長年に渡り低迷を続けてきた我が国経済は、ここにきて回復の兆しが見え始めてまいりましたが、町村を取り巻く環境は、急激な少子高齢化の進展や人口の流出、脆弱な財政基盤など、依然として極めて厳しい状況が続いております。

特に、東日本大震災を教訓に、各町村も、様々な防災・減災対策の充実、強化に取り組んでおりますが、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があります。

また、平成27年4月に施行を予定している「子ども・子育て支援法」への対応や、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大に伴い財政運営が限界に達している市町村国保の問題など、町村をめぐる課題は山積している状況にあります。

一方、法人実効税率の引き下げや償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって多大な影響が生じる税制改正の議論がなされており、その先行きは不透明であります。

こうした課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成27年度の「県の施策・予算に関する要望」を取りまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成27年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年8月27日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会 長 尾 上 信 一

目 次

I 重 点 要 望	1
1 地方分権の一層の推進	1
2 防災対策の充実強化	2
3 快適な生活環境の整備促進	3
4 地域情報化施策の推進	3
5 自然環境の保全等	4
6 観光の振興	5
7 福祉施策の充実	6
8 地域の保健医療制度の充実	7
9 都市基盤等の整備促進	8
10 防犯対策の強化	9
11 教育施策の推進	9
II 一 般 要 望	13
1 地方分権の一層の推進	13
2 防災対策の充実強化	20
3 快適な生活環境の整備促進	24
4 地域情報化施策の推進	27
5 自然環境の保全等	28
6 観光の振興	33
7 福祉施策の充実	35
8 地域の保健医療制度の充実	39
9 都市基盤等の整備促進	44
10 防犯対策の強化	49
11 教育施策の推進	50
III 地域要望	55
1 三浦半島地域要望	55
2 湘南地域要望	57
3 足柄上地域要望	65
4 足柄下地域要望	72
5 愛甲地域要望	76
6 水源地域要望	78

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所等

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

第4次一括法の成立により、地方分権改革も一区切りとなるが、内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、新たに「提案募集方式」の導入を開始した。この制度は、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう、国に働きかけること。

また、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

(2) 町村財政基盤の整備

ア 地方税制等の改正への対応

(ア) 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るため、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

(イ) 法人実効税率のあり方

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

イ 地方交付税改革の推進

(ア) 基準財政需要額への適正な算入

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、その引き上げ分については、基準財政収入額に算入されることとなるが、基準財政需要額についても社会保障の充実分、自然増分等が適切に算入され、社会保障改革に見合った一般財源が確保されなければ、単に地方交付税が減少するだけの結果となる。

については、国庫補助事業の地方負担分だけでなく、地方単独事業の充実、安定化分などについても適切に基準財政需要額に算入するなど、地方交付税算定上の整合性を

図ること。

(イ) 臨時財政対策債制度の廃止等

臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

ウ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。

エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

2 防災対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化するとともに、それぞれの地震対策大綱に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

また、火山の噴火やゲリラ豪雨による水害、土砂災害等大規模な災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。さらに、津波浸水想定や地震被害想定については、最新の知見に基づき必要な都度見直し、地方自治体や住民に明らかにすること。

(2) 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続・充実

東日本大震災を受けて、平成 26 年度までの 3 カ年を期限として、標記補助金が設けられたが、震災後には被害想定が上方修正されたほか、帰宅困難者や滞留者対策も必要となっており、揃えるべき新たな備蓄食料や資機材、またこれらを備蓄する倉庫など、今後も

継続的に整備する必要がある。

については、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続及びさらなる補助制度の拡充について要望する。

3 快適な生活環境の整備促進

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取りが円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

4 地域情報化施策の推進

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経

費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生ずることから、国が進める制度改正に伴って生ずるイニシャルコストやランニングコスト等の関連経費に対し、新たな地方負担を生ずることなく、また、普通交付税措置によるものではなく、国の責任において全地方公共団体が等しく確実な財源措置を受けることができるよう、国へ働きかけること。

5 自然環境の保全等

(1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。

よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

(2) 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

(3) 再生可能エネルギーの普及拡大

小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

(4) 農業の振興

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

(5) 有害鳥獣対策の強化充実

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。

については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずること。

(6) 外来生物被害対策に対する支援

特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。

また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(7) ヤマビル駆除対策の強化

ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

6 観光の振興

県では、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度には、地域プロジェクト推進費として「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」など、地域活性化のための交付金制度も創設したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面の整備などを県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフト

ト面への具体的支援や協力を要望する。

また、平成 26 年度に創設された交付金制度についても継続を要望する。

7 福祉施策の充実

(1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

(2) 子ども・子育て支援新制度の支援体制の確立

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、教育・保育にかかる費用として国が定める公定価格は、地方負担分を上乗せするような形で設計されている。

現行の民間保育所への補助については、県負担率 1 / 2 と規定されているが、実際は 1 / 3 程度の補助率となっているのが現状である。

県は、民間保育所への補助については、国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めた上で見直しを検討するとしているが、新制度開始にあたっては、規定されている県の負担率を確実に履行し、市町村に過重な負担とならないよう要望する。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立を問わず、人件費等に対する補助について、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

(3) 児童福祉の充実

多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わるのが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

8 地域の保健医療制度の充実

(1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成 25 年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「必要な法律案を平成 27 年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

特に、小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とする事

(2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるように要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

(3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は県内の自治体においても補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き、国へ働きかけること。

9 都市基盤等の整備促進

(1) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進

圏央道（さがみ縦貫道路）については、平成 26 年度中には全線開通することになる。

沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられていることもあり、企業立地の優位性を P R することで、大きな発展が期待できるが、現在割高になっている利用料金により、その利便性を最大限発揮できないことを危惧している。

そこで、圏央道（さがみ縦貫道路）の利用料金について、環状道路としての目的や効果が十分に発揮されるとともに、公正妥当の観点から、高速道路の標準的な料率（24.6 円／ km）程度に料金を低減するなど、高速道路ネットワークを最大限に活用できる料金となるよう国・関係機関への働きかけを要望する。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

(3) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

他県においては、国庫補助と連動した県の協調補助があるが、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている地域間幹線系統確保維持事業の「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」等が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更を行い、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、必ずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

(4) 土地区画整理事業への財政支援

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

10 防犯対策の強化

(1) 警察官の増員

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している状況にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

11 教育施策の推進

(1) 少人数学級編制の実現

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

(2) 特別支援教育の推進に係る体制整備

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県においては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

(3) 教育指導体制の強化

県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も 25 年度をもって終了したため、平成 27 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

(4) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1／3）も行われることになっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけること。